共同研究契約書

東北学院大学（以下「甲」という。）と　○○○○（以下「乙」という。）は、次の各条によって、共同研究の実施及びその成果の取り扱いに関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（共同研究の題目等）

第1条　甲及び乙は、次の共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するものとする。

１．研究題目

２．研究目的

３．研究内容

４．研究担当者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 研究担当者 | 所属部局・職名 | 本研究における役割 |
| 甲 |  |  |  |
| 乙 |  |  |  |

５．研究に要する経費（消費税額及び地方消費税額を含む）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
| 甲負担額 | 円 |  | 円 |
| 乙負担額 | 円 | 円 | 円 |

６．研究期間　　　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日までとする

　７．研究実施場所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 所　　在　　地 | 名　　　称 |
| 甲 |  |  |
| 乙 |  |  |

（定義）

第2条　本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

一　「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、実績報告書中で成果として確定された本共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

二　「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ　特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

ロ　特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

ハ　著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

ニ　秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)

２　本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出という。

３　本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第4項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

（研究成果報告書）

第3条　甲及び乙は、本共同研究の研究成果に関する報告書（以下「成果報告書」という。）を双方協力して作成するものとする。

（研究担当者）

第4条　甲及び乙は、本共同研究遂行上、第1条第4に掲げる研究担当者以外の者を、相手方の書面による同意を得た上で、研究担当者として本共同研究に参加させることができる。

２　甲は、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事する者を、産学連携研究員として受け入れることができる。

（研究協力者の参加及び協力）

第5条　甲乙のいずれかが、本共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者とすることができる。

２　研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。

（ノウハウの指定）

第6条　甲及び乙は、甲乙協議の上、成果報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについては、速やかに指定するものとする。

２　ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

３　前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本共同研究完了の翌日から起算して２年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

（研究経費の納付）

第7条　乙は、第1条第5に掲げる乙負担の研究に要する経費（以下「研究経費」という。）を、甲の発行する請求書により、当該請求書に定める支払期限までに支払うものとする。振込手数料その他の納付費用は乙の負担とする。

（経理）

第8条　前条の研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙はこの契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第9条　研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

（施設・設備の提供）

第10条　本共同研究を行うために必要な研究施設及び装置は、相手方の同意を得て相互に使用することができるものとし、この場合の使用の対価は無償とする。

２　甲は、本共同研究の遂行上必要な場合、乙の所有に係る設備（以下「提供設備」という。）を、乙の同意を得て無償で受け入れ共同で使用することができるものとする。

３　甲は、提供設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始されるまでの間、善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたるものとする。

４　甲は、本共同研究を完了し、又は中止したときは、提供設備を研究完了又は中止の時点の状態で乙に返還するものとする。

５　提供設備の搬入、据付、撤去及び搬出に要する経費は、甲乙協議の上これを負担する。

（共同研究の中止又は期間の延長）

第11条　天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲及び乙は、中止又は延長により相手方に生じた損害について何ら責を負わないものとする。

（研究経費の返還）

第12条　本共同研究を完了し又は中止した場合において、乙が納付した研究経費のうち直接経費の額に不用が生じたときは、乙は甲に不用となった額を返還させることができる。

（研究経費が不足した場合の処置）

第13条　研究期間の延長により研究経費に不足するおそれが生じた場合には、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうか決定する。

（知的財産権の帰属）

第14条　本共同研究を行うことにより得られた知的財産権（以下｢本知的財産権｣という。）の帰属については、原則として甲乙の共有とし、その持分は甲乙協議の上別途定めるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲又は乙が単独で成し、得られた知的財産権は他の当事者の同意を得たうえで、原則として当該成果を成した甲又は乙に帰属する。

３　前２項に規定する知的財産権にかかる出願及び保全管理手続きならびに費用分担については、甲乙協議の上別途定めるものとする。

（外国出願）

第15条　前条の規定は、外国における発明等に関する知的所有権の設定登録出願、権利保全（以下「外国出願」という。）についても適用する。ただし、共同で行う外国出願の要否及びその出願国等の決定は、別途協議による。

２　甲は必要に応じて、乙に外国出願に関する権利を譲渡できる。

（第三者に対する実施の許諾）

第16条　甲は、乙又は乙の指定する者が、甲乙共有に係る知的所有権を本共同研究完了の翌日から起算して２年以内において正当な理由なく実施しないときは、乙及び乙の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し、甲乙共有に係る知的所有権の実施を許諾するこができるものとする。この場合、甲は乙又は乙の指定する者と協議するものとし、乙又は乙の指定する者は、これに応じるものとする。

２　乙は、甲乙共有に係る知的所有権を当該知的所有権を出願等したときから、第三者に対して実施の許諾をすることができるものとする。この場合、乙は甲と協議するものとし、甲は正当な理由がない限りこれに応じるものとする。

（持分の譲渡）

第17条　甲及び乙は、共有の知的所有権の持分を譲渡する場合は、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

（実施料）

第18条　当該共同研究に関し、甲及び乙の共有に係る知的所有権を乙又は乙が指定する者が実施しようとするときは、甲の自己実施の放棄を条件に別途協議の上定める実施料を甲に支払わなければならない。なお、この場合の実施料の算定に当たっては、第三者への許諾に係る実施料算定より有利な取扱いをするものとする。

２　甲及び乙の共有に係る知的所有権を第三者に実施させようとするときは、別途協議の上定める実施料を徴収し、甲乙持分権に応じて配分する。

（情報交換）

第19条　甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料及び研究試料を、相互に無償で開示し又は提供しなければならない。ただし、甲及び乙は、相手方以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、開示又は提供をしなくてもよい。

（秘密の保持）

第20条　甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示を受け、又は知り得た技術上及び営業上の秘密（書面又は口頭により秘密である旨が指定されたもののほか、秘密であることが合理的に推認できるものを含む。）について、事前に相手方の書面による承諾がある場合を除き、第１条の研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。

　また、甲及び乙は、開示･漏洩した情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

　一　開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していた情報

　二　開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

　三　開示を受け又は知得した後、自己の責によらず公知となった情報

　四　正当な権限を有する第三者から適法に取得した内容

　五　書面により事前に相手方の同意を得たもの

２　前項の有効期間は、第1条の本共同研究開始の日から研究完了後２年間とする。ただし甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（研究成果の公表）

第21条　甲は、大学の社会的使命を踏まえ、本共同研究によって得られた研究成果について発表若しくは公開する（以下「研究成果の公表等」という。）ことができる。

２　前項の場合、甲は、研究成果の公表等を行おうとする日の６０日前までにその内容を書面にて乙に通知しなければならない。また、甲は、特段の理由がある場合を除き、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示しなければならない。

３　乙は、前項の通知の内容に、発表若しくは公開されることが将来期待される利益を著しく侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後１５日以内に発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて甲に通知するものとし、甲は、乙と十分な協議をしなくてはならない。

４　第２項の通知しなければならない期間は、本共同研究完了後の翌日から起算して２年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（契約の解除）

第22条　甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当し、相当な期間を定めて催告したにもかかわらず期間内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。

　一　相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為があったとき。

　二　相手方が本契約に違反したとき。

（損害賠償）

第23条　甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲又は乙若しくは研究担当者及び研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第24条　甲及び乙は、第20条の規定にかかわらず、相手方から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良な管理者の注意をもって取り扱う義務を負わなければならない。

２　甲及び乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に相手方の承認を受けた場合は、この限りではない。

一　相手方から預託を受けた個人情報を第三者に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。

二　相手方から預託を受けた個人情報をこの協定の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。

３　甲及び乙は、相手方から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

４　甲及び乙は、相手方から預託を受けた個人情報を本共同研究の終了日又は解除をした後に速やかに相手方に返還しなければならない。ただし、甲及び乙が別に指示したときは、その指示によるものとする。

５　甲及び乙は、相手方から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、相手方に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

６　第1項及び第2項の規定については、本共同研究の終了日又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第25条　甲及び乙（その役員又は使用人を含む。次項において同じ。）は、次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

一　暴力団

二　暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含む。）

三　暴力団準構成員

四　暴力団関係企業

五　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

六　その他前各号に準ずる者

２　甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

一　暴力的な要求行為

二　法的な責任を超えた不当な要求行為

三　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

五　その他前各号に準ずる行為

３　甲又は乙は、相手方が第1項又は第2項に違反した場合、何らの催告をすることなく本契約を解約することができる。

４　甲又は乙は、前項の規定により本契約を解約したことにより相手方に損害が生じたとしても、何らこれを賠償又は補償することを要せず、また、かかる解約により自らに損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

（契約の有効期間）

第26条　本契約の有効期間は、第1条に定める研究期間と同一とする。

２　本契約の失効後も、第3条、第10条、第12条、第14条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条及び第28条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（協議）

第27条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（裁判所轄）

第28条　本契約に関する訴は、甲を所在地とする仙台地方裁判所の管轄に属する。

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各１通を所持するものとする。

　　　　　年　　　月　　　日

（甲）宮城県仙台市青葉区土樋一丁目３－１

東北学院大学

学　　長　　　　　　　　　　印

（乙）住所

　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印

乙が特別試験研究費税額控除制度による税額控除の申告を予定している場合の追加条項等

◆追加する条項

（乙が負担した費用の額の確認及びその方法）

第○条　甲は、乙から本共同研究に要した費用の額の妥当性について確認するよう依頼があった場合、その内容について確認を行い、確認した結果を書面にて乙に通知するものとする。

（定期的な進捗状況に関する報告の内容及びその方法)

第○条　甲及び乙は、定期的に会合を開き、本共同研究の進捗状況及びその研究成果の報告を行い、それぞれの遭遇する問題点を討議するものとする。会合の結果については、議事録に記録し、甲と乙とが相互に署名し、確認するものとする。

◆乙が負担する費用の明細（間接経費を除く）を、別紙「費用の負担及びその明細」に記載する。

様式例

別紙「費用の負担及びその明細」

乙は、次の明細のとおり本共同研究に係る費用を負担するものとする。

（１）甲が本契約に基づく試験研究に要する費用のうち、乙が費用を負担するもの

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 費目 | 原材料費 | 人件費 | 旅費 | 経費 | 外注費 | 合計 |
| 見込額 |  |  |  |  |  |  |

* 上記見込額には第1条第5に定める間接経費に係る分は含まれない。

（２）乙が本契約に基づく試験研究に要する費用の内訳

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 費目 | 原材料費 | 人件費 | 経費 | 委託研究費 | 合計 |
| 見込額 |  |  |  |  |  |